

**(お詫び)「日本公認会計士協会「倫理規則」の改正を踏まえた
監査役等の実務に関するQ&A集」の誤植の訂正について (正誤表)**

去る1月18日に、当協会ホームページ上にて公表した「日本公認会計士協会「倫理規則」の改正を踏まえた監査役等の実務に関するQ&A集」の一部に誤植がございましたので、下記のとおり、訂正いたします。皆様にはご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

記

訂正箇所

2-2. 報酬関連情報のコミュニケーション範囲の拡大

【解説】 図表 「非監査報酬」「改正後」(7頁)

正	誤
<ul style="list-style-type: none">・会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその連結子会社（独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合には非連結子会社を含む。）に提供する非監査業務に係る報酬の金額・監査報酬に対する非監査報酬の割合によって生じる<u>自己利益又は不当なプレッシャーという阻害要因</u>が許容可能な水準にあるか否か、及び講じた又は講じる予定のセーフガード <p>【R410.25、R410.26】</p>	<ul style="list-style-type: none">・会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその連結子会社（独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合には非連結子会社を含む。）に提供する非監査業務に係る報酬の金額・監査報酬に対する非監査報酬の割合によって生じる<u>自己レビュー等の阻害要因</u>が許容可能な水準にあるか否か、及び講じた又は講じる予定のセーフガード <p>【R410.25、R410.26】</p>

以 上